

ID: 1593

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	森林経営計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	森林法 第16条		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第16条の規定による。 (認定の取消し) 第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。 (1) 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。 (2) 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。 (3) 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日